埼玉県がん対策推進計画(H30~35年度)骨子案

策定の趣旨

- がん対策基本法<u>第12条</u>第1項に基づくがん対策推進計画として策定
- 本県のがん対策を総合的、計画的に推進するための計画として策定

計画期間

〇 平成30年度~平成35年度(6年間)

計画の構成

第1章 総論

第2章 がんを取り巻く現状と課題

第3章 目指す埼玉のすがた

第4章 具体的な取組

第5章 計画推進のための役割

全体目標

- 1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
- 2 患者本位のがん医療の充実
- 3 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

具体的な取組

<u>1 がん予防</u>

- (1)予防対策の推進(生活習慣の改善)
- (2)がん検診の受診率及び質の向上
- (3)女性のためのがん対策の推進
- (4) 感染に起因するがんの予防対策

2 がん医療の充実

- (1)がん医療の充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成
- (2) 小児がん<u>・AYA世代のがん</u>対策の 充実
- (3)がん登録の推進

3 がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- (2)情報提供・相談支援の充実
- (3)がん患者の在宅医療の推進
- (4)がんの教育と普及啓発
- (5)働く世代へのがん対策の充実